

EU競争担当相理事会，25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認

2011年3月10日

JETRO デュッセルドルフセンター

EU競争担当相理事会は、3月10日に開催された第3074回会合において、27のEU加盟国のうち、イタリアとスペインを除く25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認した旨、プレスリリースを行った。

EU特許の翻訳言語問題に関してEU運営条約（TFEU）第118条に規定される全会一致が得られなかったことから、2010年12月16日の時点で12の加盟国が、EU条約（TEU）第20条およびTFEU第326条から第334条に規定される「強化された協力（Enhanced Cooperation）」の制度を利用した一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設を要請していた。その後、13の加盟国が参加を表明し、最終的な参加国は25となった。「強化された協力」については既に欧州議会の同意を得ており、今回のEU理事会の承認を受けて、EU特許の規則案についての本格的な検討が開始されることになる。

ただし、スペインとイタリアは、現在検討中の翻訳言語の規則案が英語、ドイツ語、フランス語を柱にしていることから言語について差別的¹であることや、議論が不十分で最終手段²を取り得る段階ではないことなどを理由に「強化された協力」は認められないとの反発を強めている。公開討論において、スペインは、3月8日に欧州連合司法裁判所（CJEU）がEU特許の訴訟制度に関する協定案がEU条約に適合しないと判示したことにも言及し、訴訟制度のないEU特許はタイヤのない車と同じであり立ち止まるべきであると主張し、イタリアは、スペインと共にCJEUへ提訴する可能性について検討しなくてはならないと牽制し、議論をやり直すべきと発言した。この2国の対応次第では、今後の進展に影響が出る可能性も残されている。

<参考>

TEU第20条

1. 欧州連合の非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文および欧州連合運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、欧州連合の機関を活用し、その権限を行使することができる。

¹ TFEU 第 326 条において、強化された協力が加盟国間の通商において差別を設けるものであってはならないことが規定されている。

² TEU 第 20 条第 2 項において、強化された協力を承認する決定が EU 理事会によって最終手段として採択されることが規定されている。

強化された協力は、欧州連合の目標を促進し、欧州連合の利益を保護し、かつ、欧州連合の統合過程を強化することを目的とする。そのような協力は欧州連合運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。

2. 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的が欧州連合全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会は欧州連合運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。

3. 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則は欧州連合運営条約第330条において規定される。

4. 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、欧州連合への加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

TFEU第118条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常立法手続に従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続に従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

TFEU第326条

あらゆる強化された協力は条約および欧州連合の法令に従う。

そのような協力は、域内市場または経済的、社会的および地域的な結束を損ねてはならない。それは、加盟国間の通商において障壁または差別を設けず、また加盟国間の競争を歪めない。

— EU 理事会のプレスリリースは、以下参照 —

[Council authorises enhanced cooperation on creation of unitary patent protection \(PDF\)](#)

— EU 特許の「強化された協力」に関する経緯は、欧州知的財産ニュースを参照 —

[EU競争担当相理事会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ議論開始（2010年12月12日）\(PDF\)](#)

[欧州委員会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ向けて提案を提出（2010年12月16日）\(PDF\)](#)

[欧州議会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設を承認（2011年2月15日）\(PDF\)](#)

— EU 特許の訴訟制度に関する CJEU の意見は、欧州知的財産ニュースを参照 —

[欧州連合司法裁判所，欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示（2011年3月9日）\(PDF\)](#)

(以上)